

令和5年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	110,000
うち社会保障財源化分	60,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	高齢者福祉事業	6,078	4,362	1,716
	児童福祉事業	72,733	55,422	17,311
	障がい者福祉事業	175,944	128,882	47,062
	母子福祉事業	6,214	1,127	5,087
	小計	260,969	189,793	71,176
社会保険	国民健康保険事業	50,804	22,535	28,269
	介護保険事業	83,668	4,543	79,125
	後期高齢者医療保険事業	52,399	11,527	40,872
	国民年金事業	52	52	0
	小計	186,923	38,657	148,266
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,077	561	516
	乳幼児医療給付事業	2,520	1,361	1,159
	予防事業	35,303	2,078	33,225
	診療所事業	71,074	0	71,074
	小計	109,974	4,000	105,974
合計	557,866	232,450	325,416	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			60,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など